

(第9条 会費の滞納) 会員が事前に承認を取る場合を除いて会費の支払いを怠った時、本クラブは指導を停止、または退会させる事ができる

(第10条 練習日程) 本クラブは、年間の練習回数を44回とし練習はクラブ概要に基づき行う。止むを得ない理由が発生した場合は定められた指導日、時間、場所を変更する事がある。雨天でも原則開催するが台風などの荒天での練習の有無は練習開始二時間前に決定する。なお原則的には振替はないものとする。原則、祝日・休館日は休みとする。

(第11条 休業及び閉鎖) 本クラブでは、スクール毎で休業日を設定することができます。尚、本クラブがスクールを運営することが困難または運営すべきではないと判断されたときは、臨時休業または閉鎖することができます。

(第12条 指導内容) 本クラブは各レベルに合わせて指導要項及び細目を定めるものとし、それに基づく個別の具体的練習方法はコーチが担当する。

(第13条 事故の対処) 本クラブではスポーツ保険のご加入を各自にて推奨しております。活動中及び往復の事故に対してはスポーツ保険の範囲内での対処とする。活動中の事故に対する指導者への賠償責任、多難に傷害を与えた時及びその他物損に対する賠償責任についてもスポーツ保険の範囲内での対処とする。但し、体験中の事故に関しては責任を負いかねます。

(第14条 損害賠償責任免責) 本クラブでは、活動時間中に会員が受けた損害に対して、本クラブに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

(第15条 休会及び退会) 休会及び退会をする会員は、前月の15日までに所定の用紙に必要事項を記入のうえ本クラブ事務局に提出しなければならない。または退会の意思を前月の15日までに公式ラインにて事務局宛に申し出る事。15日以降でその連絡が無い場合は翌月の月会費は引き落としされるものとしその後の返金対応はしない。

(第16条 除名) 会員は次の事項に対する場合、その会員を除名する事がある。

- i) 本クラブの規約および諸規則に違反した者
- ii) 本クラブの名誉を傷付け、秩序を乱し、本クラブとしてふさわしくない行為をした場合
- iii) 他の会員や指導員、または本クラブに対する誹謗中傷や暴力行為、また示威的行動、その他の迷惑行為があったとき

(第17条 改定) 本クラブでは、スクール運営を円滑に遂行するため、本規約の改定及び変更をすることができ、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。本規約の改定及び変更をした場合は、ホームページ告知及び書面などの合理的な方法により周知するものとします。

(第18条 反社会勢力との関与禁止) 会員は警視庁『組織犯罪対策要綱』の定義する反社会勢力ではないこと等の表明・確約をし、本規約に同意するものとします。

(第19条 肖像権について) スクールパンフレットやホームページ（オフィシャルSNS）、各種チラシ等、本クラブの活動を分かりやすく案内するために、本クラブが取得する、本クラブの活動等に関して撮影された会員の写真・映像等について下記のとおり規定し、その範囲内での使用及び本クラブの運営のために業務を委託する場合のみ第三者に開示することに同意するものとします。この同意は、退会後も引き続き有効なものとし、なお、申し出があった場合は削除いたします。本条にもとづき写真・映像の開示を受けた委託先は1記載の利用目的のために写真・映像等を取り扱い、同目的以外に情報を取り扱い、開示、公表することはありません。

- i) 使用目的は、本クラブ活動の紹介や案内とする
- ii) 使用場所は、本クラブパンフレット、本クラブのホームページ及びSNS、本クラブの紹介、VTR、本クラブが作成するチラシ、イベント案内等とする
- iii) その他、上記使用場所以外の掲載については、その都度会員本人及び保護者の同意を得てから掲載するものとする

(第20条 施行) 本規約は、令和5年4月1日より施行する。  
大阪府豊中市曾根東町1丁目10番3号  
CRIADOR FUTSAL CLUB 事務局  
携帯・090-9248-2358  
アドレス・criador.esportes@gmail.com

規約作成年月日 令和 5 年 2 月 28 日